

暴力団排除に係る特記事項

(基本的事項)

第1 貸主は、島根県暴力団排除条例（平成22年島根県条例第49号）の基本理念に基づき、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

(下請等からの排除)

第2 貸主は、本契約に係る業務の下請又は再委託（貸主が直接又は間接に指揮監督を行うべきもので、数次の下請又は再委託を含む。）に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を関与させてはならない。

(契約解除)

第3 借主は、貸主又は本契約の下請負人が島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）第4条第1項の規定により入札等排除措置対象者に指定された場合は、本契約を解除するものとする。

(不当介入等への対応)

第4 貸主は、本契約の履行に当たって暴力団等から不当介入又は下請等への参入の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、借主に報告するとともに警察に通報しなければならない。

(2) 貸主は、本契約の下請負人が不当介入等を受けたときは、当該下請負人が直ちに警察に通報するとともに貸主に報告するよう指導を行わなければならない。

(3) 貸主は、不当介入等を受けたことにより履行遅延等が生じるおそれがある場合は、借主と協議しなければならない。

(4) 不当介入等を受けた貸主又は下請負人が、上記(1)又は(2)の報告及び通報を怠ったと認められるときは、借主は貸主に対して、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。